

＜家計急変の場合の提出書類一覧＞

1. 受給申請書（第1号様式） ※家計急変にレ点を記入

2. 在学証明書兼個人対象要件証明書

3. 扶養親族申告書（第9号様式）

4. 家計急変の届出（第1号様式（別紙））及び添付書類
（添付書類）

①生計維持者の家計急変の理由を証明する書類（例）

ア 死亡	：	死亡した者の住民票・戸籍 等（死亡した日がわかるもの）
イ 傷病	：	診断書 等
ウ 失業	：	離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通知書 等
廃業	：	開廃業等届出書・倒産証明書 等
エ 災害	：	罹災証明書・被災証明書・災害証明書 等
※ 物価高騰等 での減収	：	公的な対策支援策を受けている証明 （小口資金貸付金 等） 減収や休業を証明する書類 （確定申告書控・源泉徴収票・事業所の休業がわかるもの 等）

②(1)生計維持者の家計急変前（本年度の住民税の課税状況）を証明する書類

個人番号カード(写)等貼付台紙（様式第3号）・課税証明書 等

(2)生計維持者の家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者：家計急変後を含む給与明細書(直近3か月分程度)・会社作成の給与見込 等
自営業：税理士や公認会計士等の作成した証明書類・前年及び現年の帳簿 等

③生計維持者の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

個人番号カード(写)等貼付台紙（様式第3号）又は扶養親族の記載が省略されていない
課税証明書等及び生計維持者の市町村民税における扶養親族を申告する書類等

5. 振込口座届（第10号様式）

＜留意事項＞

- ・状況の確認のため、追加でその他の書類を求めることがあります。
- ・収入減少をともなわない家計支出増加の場合は、家計急変の対象となりません。
- ・失職は次の非自発的失業が対象です。定年退職等該当しないものは対象となりません。

※理由（離職理由コード）

解雇(1A(11))、天災等による事業継続不能(1B(12))、
雇い止め(2A(21))、倒産等正当な理由のある自己都合退職(2B(22))、契約の不更新(2C(23))、
事業主の働きかけによる正当な理由のある自己都合退職(3A(31))、
事業所移転等正当な理由のある自己都合退職(3B(32)・3C(33)・3D(34))

- ・離婚にともなう親権者減については、家計急変の対象となりません。
- ・家計収入が減少した場合であっても、その減少後の収入が支給要綱第4条第1項第3号アからウに定める世帯相当と認められない場合、専攻科の生徒への奨学のための給付金の支給は受けられません。